

リサーチ最前線：博士論文紹介

農村女性の土地に関わる諸権利の研究— タンザニア国キリマンジャロ州を事例にして

田中由美子
JICA 国際協力専門員

要約

土地権の近代化が進むと、特に農村地域においては、女性が有していた土地の慣習的耕作権が剥奪され女性の地位が後退するという批判が、B.アガルワルらの社会学者により 1980 年代から繰り返されてきた。農村地域において土地（農地）は最も重要な資産であり、土地へのアクセス（用益権）とコントロール（所有権）は、農村女性の生計や世帯及び地域社会における意思決定にも影響を与える重要な課題として世銀や FAO をはじめとする国際開発機関により、女性の土地権取得に向けた支援がおこなわれてきた。しかし、平準的に女性に近代的土地所有権を付与すれば、女性の地位が向上するわけではなく、逆に負の影響が生じることもある。本論文では、国際協力におけるジェンダー平等論の実証的検証として、タンザニア国キリマンジャロ州の農村女性の土地に関わる諸権利（土地権）の分析をおこない、農村女性が土地権に関連した「価値あると思う」ことを選択する過程およびメカニズムを明らかにすることを通じ、開発政策へのインプリケーションを検討することを目的とした。

本研究では、女性の土地権に関する以下の 4 つの事項に関するこれまでの論証を仮設としてこれらを検証するために、タンザニアのキリマンジャロ州においてリサーチを行った。

1. 政府の土地配分と慣習的耕作権
2. 土地権の近代化に伴う女性の土地権の喪失
3. 土地の管理権（営農権、収益権、処分権）に関する価値観
4. 土地権に関する地域社会の考え

リサーチの結果、いずれの仮設も立証できなかつた。つまり、キリマンジャロ州においては、農村女性は土地に関わる諸権利（土地権）について、家族・婚姻関係、固有の状況、ジェンダー関係、事柄の多義性との関連において、「価値あると思う」ことの組み合わせと選択を通じて、「価値あると思う」ことの行為に結び付けている。しかし、その実現可能性を高めるうえでは、地域コミュニティが農村女性の土地権を「価値あると思う」こととして選択することが助勢となる、ということが判明した。

はじめに

タンザニアの土地法（1999）および村土地法（1999）では、土地は国家に帰属し、人々および村落には占有権（rights of occupancy）のみが付与される。都市部、投資促進地および保護区などには近代的な制定法が適用される一方で、村落の土地所有に対しては慣習法が適用されるという多重構造がある。しかし村落では慣習法のもとの土地相続・譲渡・売買がおこなわれている。

タンザニアでは、農村における土地所有は、食料および生計を営むために必要な現金所得の創出、および生存に不可欠な自家用食料を調達する主要な手段であるが、全農家の約 6割は、2ha 以下の耕地しか所有しない小農であり、そのうち 1ha 以下しか所有しない零細農家は全体の 31%を占める (URT 2010)。さらに、農村地域における農林業の女性労働力率は約 92%と高いが (URT 2012:50)、女性の農地所有者率は 19%、所有面積は 13%に過ぎない。しかもこれは慣習的所有権 (customary rights) を含めた数値である。女性の土地所有率の低さは、生計のみならず、農業・灌漑組織への参加や融資機関の利用機会を阻んでいる。

農村女性が土地に関わる諸権利を取得することに対する障害要因には、慣習的な男性中心の所有・相続制度がある。農家の世帯主は通常男性であり、女性は婚姻制度に関わる慣習的な差別規範により死別・離婚などの場合に財産権や相続権を剥奪される (Daley 2008)。土地権の剥奪は、それに付随する収益権や営農権、さらに水利権の喪失であり、女性のみならず、女性に依存する子どもや家族の暮らしに影響を及ぼす (URT 1994)。

本論では、既往研究における論証を検証し、農村女性が土地権に関して「価値あると思う」選択をおこない実現可能性を高めていくことがどのように可能なかを分析するために、以下のような 4つの仮説に対する考察をおこなった。「仮説 1：政府の開発事業による土地再配分がおこなわれると、農村女性は土地 (耕作地) の慣習的耕作権および所有権を剥奪される」、「仮説 2：土地権の近代化を進めると、農村女性の土地 (耕作地) の所有権は経時的に失われる」、「仮説 3：農村女性が、土地 (耕作地) の自己名義登録をすれば、土地の管理権 (営農権、収益権、処分権) を有することができる」、「仮説 4：地域コミュニティは、慣習法にもとづき、女性の土地 (耕作地) の所有権を認めない」。

サブサハラ・アフリカ地域では、土地権の近代化を進めるにあたり「土地権の進化論」 (evolutionary theory of land rights) が提唱されてきた。土地権の進化論とは、人口圧力の増加と土地の希少化、および市場統合に伴い、土地権の固有化が起こり財産権の私有化の確立に導かれるとする理論である。土地の私有化による土地登記が進み、市場化を通じた土地の集約化が生じ、慣習法のもとでの不確実な所有制度が廃止され農業生産および

投資が高まるとする。新古典派経済学にもとづくこのような考え方は、世界銀行（WB）を始めとする国際援助機関がサブサハラ・アフリカ地域の開発援助事業において採用してきたものである（Platteau 1996）

（1）研究の方法

本論文の対象地としてタンザニア国キリマンジャロ州ローアモシ灌漑地区（Lower Moshi Irrigation Scheme: LMIS）を選定した（図 1）。LMIS は、キリマンジャロ山の南側の麓、州都モシ市から南東へ約 20km 離れたモシ農村部に位置する。標高は約 720~760m で、大雨季（3~5 月）と小雨季（10~1 月）があり、年間雨量は約 500~700mm と少ない。研究対象としたのは、灌漑稲作圃場（約 1,100ha）である。日本政府の支援で 1987 年に竣工し土地（圃場）が再配分された。圃場は 5 地区から構成され、20~30ha のブロックに分かれる。灌漑組合が、2007 年に設置され、用水配分、施設管理、水利費徴収などをおこなう。なお、本論で LMIS の「土地」というのは、灌漑稲作耕作地・圃場（irrigated paddy land/plots）を意味する。

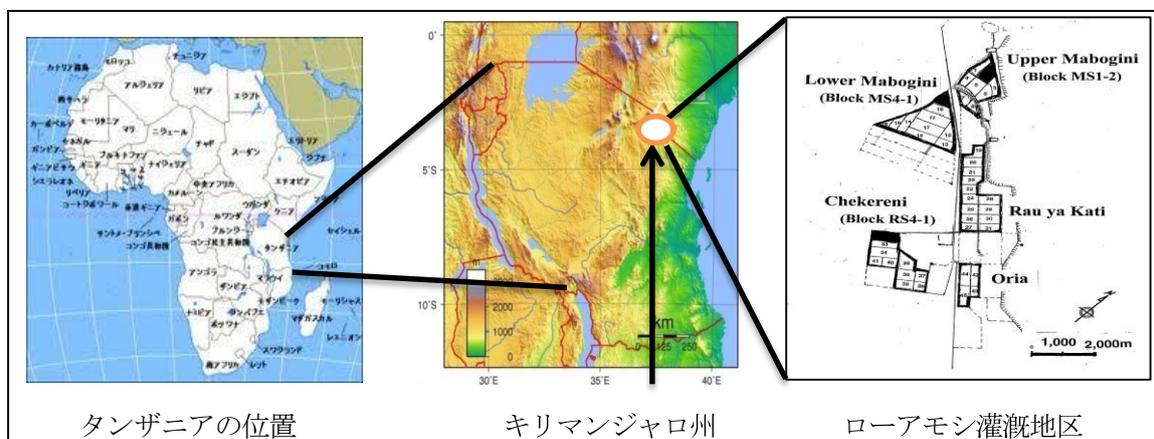


図 1 対象地

出典：Google アフリカ地図 および <http://blogs.yahoo.co.jp/hotcreationjp/59100930.html>

（参照日 2013 年 11 月 15 日）、他から筆者作成

本論文で使用した 1987 年土地所有対象者リストは、1986~87 年に LMIS 灌漑事務所から各灌漑地区に送出された通達文書と土地再配分者リストをもとに、筆者が集計し直したも

のである。モシ市の灌漑事務所の倉庫に 26 年間保管されていた書類を採出した。さらに、各灌漑地区の灌漑事務所から入手した 2004～2013 年の水利費徴収表から、全土地所有者リストもあわせてコンピューター入力し、性別、名寄せなどの分類作業をおこなった。1987 年の土地登録簿およびブロックごとの灌漑圃場図については、当時関与していた日本のコンサルタント会社および国際協力機構（JICA）にはすでに保管されていない。

現地調査は、2011～2014 年に計 4 回おこなった。土地所有および非所有の農村男女（64 名：女性 41 名、男性 23 名）とキー・インフォーマントに対して半構造的面接調査を実施した。使用言語は通訳を備上し、スワヒリ語と英語でおこなった。さらに灌漑事務所スタッフ 6 名（男性 5 名、女性 1 名）に対して調査手法の研修を 5 回おこなったのち、質問票による生活状況調査（360 名）、土地権に関する調査（3 ブロック全数調査、211 名）を実施した。

（2）農村女性と土地権に関する既往研究

サブサハラ・アフリカでは、1960 年代の植民地政府からの独立後、白人居住地からの農地の回復および再定住化や農業生産性の向上を図るために、土地法の修正が進められた。しかし、土地改革が政策の重要課題として注目されるようになったのは 1980 年代であり、土地の国有化・私有化を促進する近代的土地法の導入が検討された。1980～2000 年代を通じておこなわれた土地制度に関する研究は、土地権の進化論を検証したものが多い（Platteau 1996）。この理論は世界銀行（WB）や国際通貨基金（IMF）により支持され、1950 年代から私的所有権の取得による土地登記制度を促進する援助施策がアフリカに導入された（Platteau 1996, 吉田 1999:4-5）。しかし、タンザニアでは大統領土地問題調査委員会が周辺国で採用されていた土地権の進化論の是非を検討した結果、タンザニアにおいては同論を採用するべきではないという結論に至った（URT 1994:255）。

タンザニアにおける女性の土地権についての既往研究は、以下のように 3 類型化できる。1) 実践的研究者による土地制度改革の政策論研究、2) B.アガルワルの議論に基づく社会変容と土地制度について的人类学的研究、3) 土地権の進化論に関するジェンダー視座からの研究、である。タンザニア政府の土地政策は、制定法と慣習法の二重構造を容認

しているが、ジェンダー実践的研究者は、慣習法が進歩していくには長いプロセスがかかり、効果的な選択肢を提示することができないと批判する。人類学的研究では、多様な社会が多様な方向に変容している現象が発見されているが、土地の管理・所有の相互作用および包括的分析は少なく、土地権に関する選択肢を広げていくような方法やメカニズムが明示的に分析されているわけではない。土地権の進化論の批判者は、近代的制定法の導入には実際には困難が大きく、逆に女性にマイナスの影響が出ると批判してきた。どの立場を採っても有効な政策論には結びつきにくいというジレンマがある (Tsikata 2001:9)。

(3) 灌漑開発事業による土地再配分にみる農村女性の土地権

「仮説 1 政府の開発事業による土地再配分がおこなわれると、農村女性は土地（耕作地）の慣習的耕作権および所有権を剥奪される」については、LMIS 灌漑施設建設後の 1987 年に実施された土地再配分の分析（質的調査）をおこなった。対象は、第 1 次、第 2 次調査において半構造的面接調査を行った農民男女（52 名）およびキーパーソン（19 名）から収集した回答の分析である。

調査の結果、農村女性が、土地権を取得する方法には、開墾による割譲、政府による土地再配分、相続、贈与、購入などがあり、LMIS における 1987 年の土地再配分にあたり、灌漑開発事業により土地再配分が行われる場合には、従前地において慣習的耕作権・所有権を有していた女性はその権利を剥奪され、経済的にも社会的にも地位が低下するわけではなく、女性も自己名義で土地登録をおこない、土地権の回復にも参加するという選択をしたことがわかった。したがって、仮説 1 は立証できなかった。さらに、女性が土地権を取得できた要因として、夫婦が別々に登録、従前地での土地証明書（領収書）の保有、土地配分委員会や苦情処理のための委員会への女性の参加、地域の女性リーダーの役割、離婚した女性やシングル・マザーなどが土地取得を「価値あると思うこと」として選択し、地登録をしたことなどがあることがわかった。

(4) 灌漑開発地区における農村女性の土地権の変遷

「仮説 2： 土地権の近代化を進めると、農村女性の土地（耕作地）の所有権は経時的に失われる」については、土地権の近代化にともない土地収益が増加すると女性の土地権

が剥奪される (Daley 2008, Kissawike 2008)、さらに、農地登記によるメリットが認識されると男性が土地権を独占し女性は慣習的土地権を失うことが論証されてきた (Platteau 1996)。

調査方法として、ブロックごとの水利組合が所有していた土地登録者リスト (2004～2010年) を全て収集し分析した。調査結果として、LMIS の土地所有者は合計 1,845 名であり、女性は 21% (390 名)、女性が所有する面積は 17%を占めることがわかった。女性の 90%は、3 プロット (0.9ha) 以下の小規模所有者であることもわかった。

さらに、上流、中流、下流から、それぞれ 1 ブロックを選定し、1987 年～2013 年間の女性の土地所有の経時的変化を分析した。そのためには、1987 年の土地再配分リストを分析し (上流と下流のみ)、さらに 2013 年時点での最新の土地所有者リストをブロックリーダーに依頼して更新した。その結果、女性の土地所有者数は、対象 3 ブロックすべてにおいて増加したことがわかった (図 2、図 3)。特に中流では、2013 年には男性より女性の土地所有者数のほうが上回った (図 3)。3 ブロック全体で女性の土地所有面積の割合も増加した (図 4)。特に、二期作で収益が高い上流においても増加した (図 5)。したがって、仮説 2 は論証できなかった。

さらに、同 3 ブロックにおいて女性の土地の取得方法について分析した。調査方法としては、土地所有による質問票調査 (全数調査) のデータを使用した。調査結果としては、女性が土地を取得する方法には、1987 年時点での土地の再配分の他には、夫の土地を妻が相続する割合が、人数・面積ともに最多だった。これは、父系制・夫方居住社会での相続の通念に反した現象である。さらに、面積としては、父から息子への相続のほうが、父から娘への相続より多いが、その差は僅かであり、人数もほぼ同じである。反対に、母から息子への相続は、母から娘への相続より、人数・面積ともに多かった。つまり、男性から女性への土地権の移譲が生じている一方で、女性が土地を取得しても、必ずしも女性に相続するわけではなく、次の世代でまた男性 (息子) が相続するという逆転現象が起きることもあることがわかった。 (図 6)。

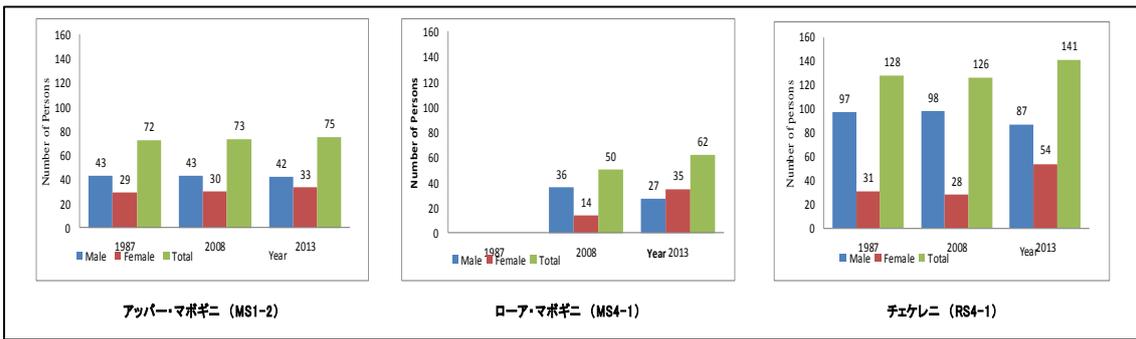


図 2 土地所有者数の変化 (1987~2013 年) (出典：筆者作成)

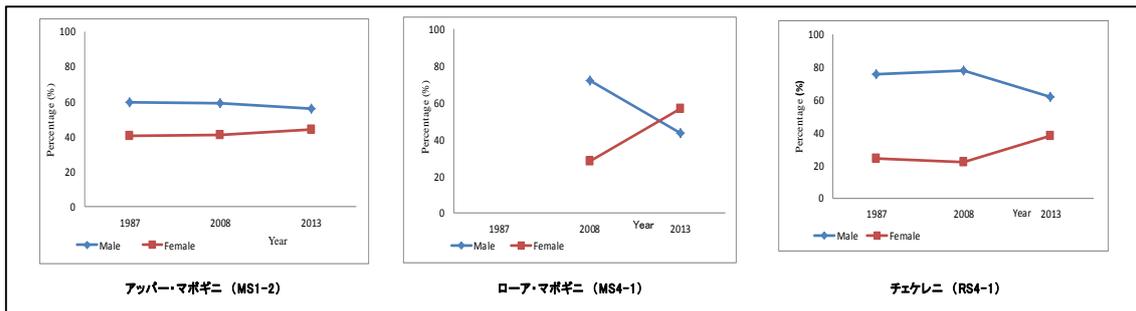


図 3 土地所有者の男女比の変化 (1987~2013 年) (出典：筆者作成)

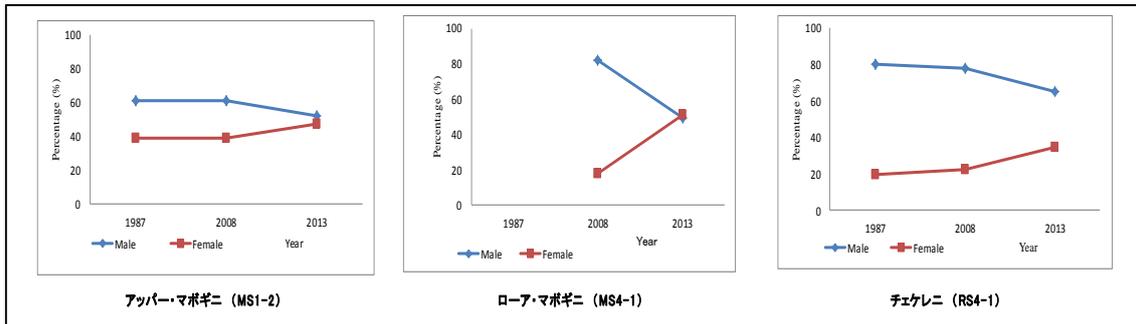


図 4 土地所有面積の男女比の変化 (1987~2013 年) (出典：筆者作成)

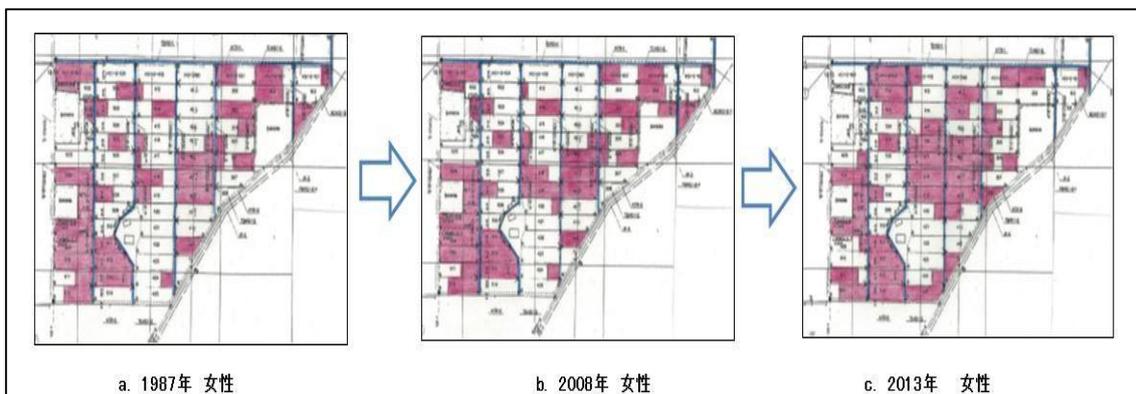


図 5 上流における女性の所有地の変化 (1987~2013 年) (出典：筆者作成)

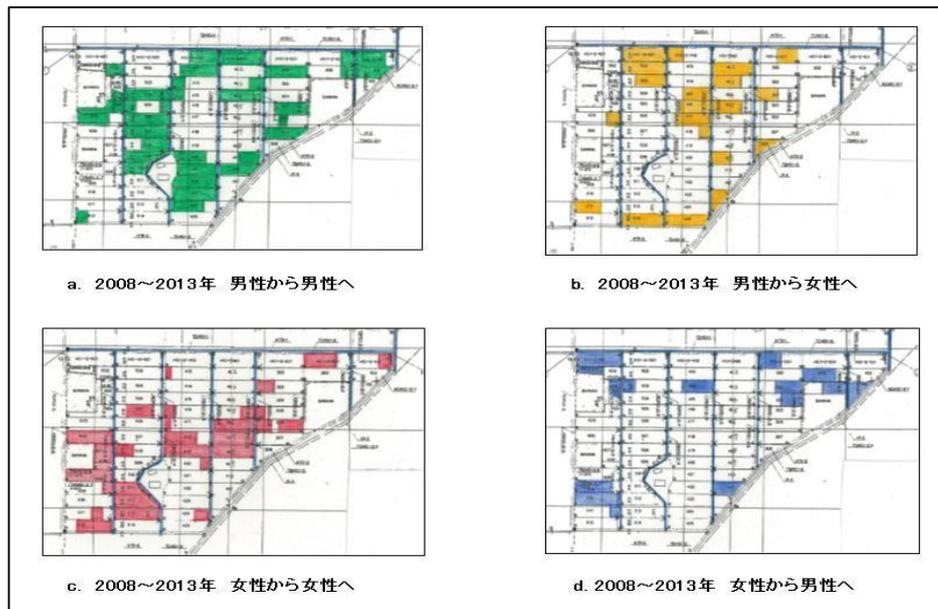


図 6 上流における男女間の所有地の変化（2008～2013年）（出典：筆者作成）

（5）農村女性にとっての土地所有の価値

女性の土地所有者および面積の増加の背景として、女性の土地所有の価値観についての分析を試みた。調査方法は、土地権に関する質問票調査（211名：女性 111名、男性 100名）、および第2次、第4次現地調査での面接調査（女性 31名、男性 14名）の回答についての質的分析である。

土地権に関する質問票調査の結果から、男女ともに土地所有が現金収入、食料の調達、資産・財産、良い収穫の確保、生活の維持、家族のニーズの充足などによって価値あることと考えていることがわかった。さらに、約8割の男女が、土地所有をすることにより以前より収入が向上したと考えていることがわかった。

面接調査の結果からは、女性にとっての土地所有は、現金収入、生活の質の向上、生活の持続性、子どもの養育・学費のために必要であり、組合や会合への社会参加にとって「価値あると思う」ことであることがわかった。さらに土地所有の価値は、土地を所有しない借地人や賃金労働者にも認識されており、将来は土地所有者になりたいと考えている。さらに、女性は、土地を所有することは婚姻制度に規定される社会関係や財産権の不平等や

不確実さを軽減し、リスク回避のために「価値あると思う」こととして捉えている。他方で、男性にとっての土地所有は、地域や政治的リーダーとしての要件、金融機関からの融資にとって「価値あると思う」こととなっている。また、ローアモシ灌漑地区では土地所有に対する継承的な家産意識や文化的・精神的価値の付与はあまり見られない。さらに男性は、自分の妻が土地を所有する場合、土地の管理（収益、処分）については自分が決定すると考えており、女性が自己決定に価値あると考えているということとの間に差異が見られた。

(6) 農村女性にとっての土地権の価値—土地の所有・管理・相続の諸相

「仮説 3：農村女性が、土地（耕作地）の自己名義登録をすれば、土地の管理権（営農権、収益権、処分権）を有することができる」に関しては、サブサハラ・アフリカにおいて国際援助機関が実施してきた女性の土地権を促進するための事業で採用されてきた論証の検証をおこなった。

調査方法としては、第 2 次現地調査対象者 41 名（女性 27 名、男性 14 名）の面談調査の回答を質的に分析した。分析手法としては、自己名義で登録し土地所有している女性、土地所有者であるが自己名義登録していない女性について、所有権（営農権、収益権、処分権）との関連性を分析した。調査結果として、女性が自己名義の土地を所有している場合は、管理権（営農権、収益権、処分権）が伴う傾向があるが、自己名義のみでは必ずしも管理権が保障されるわけではないことがわかった。他方で、処分権がなくても、継続的な営農権と収益権を有することが「価値あると思う」こととする女性もいた。それは、息子が成長して相続するまでの「仮の相続」という形態の所有が多いが、そのような場合、女性は営農権・収益権と処分権のあいだで自己判断に基づく選択をしている。したがって、仮説 3 は立証できなかった。

「仮説 4：地域コミュニティは、慣習法にもとづき、女性の土地（耕作地）の所有権を認めない」について検証した。地域社会の慣習が女性の土地権の拡大を阻む要因であるという、タンザニアのジェンダー土地作業委員会の論証を検討した。調査方法としては、上記の仮説 3 と同様の手法を用い、自己名義登録し土地所有をしている者、自己名義登

録していないが土地所有している者、および土地の非所有者に対して、誰に土地を相続させるか、遺言を作成・残すかと言う質問を通じて、分析をおこなった。

調査結果として、男女ともに娘より息子に相続させるという回答が約 2 倍あり、依然として男子相続が優先されていることがわかった。しかし、娘にも相続させる、娘と息子の両方に平等に、あるいは面積に差異をつけつつも、両方に相続させるいという新しい選択が発現していることもわかった。したがって、仮説 4 は立証できなかった。

多様な地域社会（村落評議会やブロック会合など）が、クラン（氏族）や親族の意向に反し、女性が土地を相続することを公認するという社会変化が見られた。また相続を確実にするために、書面の遺言書を作成するという選択が男女ともに普及しつつある。このような選択の背景には、拡大家族から核家族への社会変容があると考えられる。遺言書は、親族ではなく、直系の家族が相続することを可能にし、さらに息子だけではなく、妻や娘も相続することを可能にする。遺言書は、生前贈与にも使用されることから、離婚や別居により困窮している女性にとって生活のニーズを充足させる選択肢の幅の拡大装置として機能しつつあることがわかった。

（7）結論

LMIS における実証調査から 4 つの仮説は立証できなかった。第一に、LMIS では、政府による土地再配分に際し、農村女性は必ずしも慣習的耕作権・所有権を全面的に剥奪されたわけではなく、女性は慣習的耕作権・土地権を選択することも可能であることがわかった（仮説 1）。女性が慣習的耕作権・所有権を自己名義登録した場合には、慣習権が公的に認知され、女性は自己名義登録した土地の管理権を行使できる傾向が強くなる。第二に、LMIS においては過去 26 年間に女性の土地権が経時的に拡大してきたことがわかった。その背後には、農村女性が、土地権の取得を「価値あると思う」こととして捉え、選択し、表出・行動することがある可能性がある。第三に、女性の土地所有の形態として、土地の名義登録をするだけでなく、土地の管理権（営農権、収益権、処分権）を有することが、女性にとっての「価値あると思う」ことを選択につながることもわかった。自己名義を有するのみでは、必ずしも全ての管理権が保証されるわけではない。

しかし逆に、管理権のうち収益権と営農権が継続的に保障されるのであれば、自己名義登録をあえて選択しないことが、女性にとって「価値あると思う」選択になっていることがあることもわかった。第四に、地域社会は慣習法に基づき、男性のみの土地権を擁護するわけではないことがわかった。地域コミュニティは、社会的認知や公的行為を通じ、女性の土地権の拡大に貢献する選択をおこなうことが可能である。書面による遺言書により、家族構成員（息子、娘や妻）に土地を相続させることのほうが、クランや親族などの大家族の構成員に土地を相続させるより、「価値あると思う」選択に変化している。

農村女性は、土地に関わる諸権利（土地権）について、家族・婚姻関係、固有の状況、ジェンダー関係、事柄の多義性との関連において、「価値あると思う」ことの組み合わせと選択を通じて、「価値あると思う」ことの行為に結び付けている。しかし、その実現可能性を高めるうえでは、地域コミュニティが農村女性の土地権を「価値あると思う」こととして選択することが助勢となる。女性と地域コミュニティの間の相互作用およびすでに表出している協同の契機を増幅していくことにより経時的な実現可能性が高まると考える。本論文から得られた新たな知見を国際協力の政策策定および事業実施に適用することは、農村女性が「価値あると思う」ことを選択し、その選択の幅を広げ、広義のより良い暮らしの実現性を高めることに繋がると考える。

最後に、残された研究課題は以下の通りである。第一に、農村女性の生計の多様化に関する研究である。土地所有者の約 9 割が零細・小規模農民であり、稲作の生産性を高めることが一義的には生計向上を図り貧困削減につながるが、リスクを回避するために、女性は生計の多様化戦略を採用しようとしている。第二に、包摂的社会の構築に関する研究である。LMIS には非土地所有者として、借地人、賃金労働者、請負監督者、家族労働者などが暮らしている。非土地所有者の女性は多様なニーズが充足されない状況にある。そのような女性も含めた非権利の構造の研究をすることにより、包摂的かつ不偏的（impartial）なジェンダー平等社会を目指す国際協力への道筋が明らかにされることが考えられる。第三に、質的データの計量分析など、データのさらなる活用による研究がある。未使用のデータの活用を通じてさらなる学術的および実務的貢献につながると考える。

引用文献

- Daley, Elizabeth. 2008. Gender, Uenyaji, Wealth, Confidence and Land in Kinyambo, *Women's Land Rights and Privatization in Eastern Africa*, Birgit Englert and Elizabeth Daley, ed., James Currey, Suffolk, UK, 61-82.
- Kissawike, Kalunde (2008). *Irrigation-based livelihood challenges and opportunities; A gendered technography of irrigation development intervention in the Lower Moshi irrigation scheme in Tanzania*, Ph.D. dissertation, Wageningen Universiteit, The Netherlands.
- Platteau, Jean-Philippe (1996) The evolutionary theory of land rights as applied to sub-Saharan Africa: A critical assessment, *Development and Change*, 27 (1) : 29-86.
- Tsikata, Dzodzi (2001). *Land tenure reform and women's land rights: Recent debates in Tanzania*, A paper prepared for the United Nations Research Institute for Social Development (UNRISD) Project on Agrarian Change, Gender and Land Rights, Geneva, Switzerland (draft paper).
- United Republic of Tanzania (URT) (1994) *Report of the presidential commission of inquiry into land matters, Vol. I: Land policy and land tenure structure*, The Ministry of Lands, Housing and Urban Development, in co-operation with the Scandinavian Institute of African Studies.
- _____ (2010) *National sample census of agriculture 2007/2008: Preliminary report*, National Bureau of Statistics, Ministry of Finance, Dar es Salaam, Tanzania.
- _____ (2012) *Tanzania Gender Indicators Booklet 2010*, Ministry of Finance and Economic Affairs, Dar es Salaam.
- 吉田昌夫 (1999) 「東アフリカの農村変容と土地制度変革のアクター—タンザニアを中心に」, 池野洵 (編) 『アフリカ農村像の再検討』 日本貿易振興会アジア経済研究所:千葉, 3-58.